

# この工事には、新宿区公契約条例による

## 労働報酬下限額 が定められています。

### 労働報酬下限額とは

公契約に従事する者に対して支払われるべき報酬の下限額です。

 **ご注目** 

労働報酬下限額一覧（令和5年3月告示）

（単位：円／1日当たり）

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	24,030	19	トンネル特殊工	27,900	37	はつり工	24,570
2	普通作業員	21,510	20	トンネル作業員	24,210	38	防水工	29,520
3	軽作業員	15,120	21	トンネル世話役	32,850	39	板金工	27,630
4	造園工	21,420	22	橋りょう特殊工	28,350	40	タイル工	26,820
5	法面工	27,270	23	橋りょう塗装工	28,170	41	サッシ工	26,100
6	とび工	26,910	24	橋りょう世話役	33,210	42	屋根ふき工	27,630
7	石工	26,640	25	土木一般世話役	26,010	43	内装工	26,820
8	ブロック工	24,840	26	高級船員	30,060	44	ガラス工	25,830
9	電工	25,920	27	普通船員	23,850	45	建具工	26,820
10	鉄筋工	26,100	28	潜水士	40,770	46	ダクト工	23,310
11	鉄骨工	23,850	29	潜水連絡員	29,610	47	保温工	22,590
12	塗装工	28,170	30	潜水送気員	28,800	48	建築ブロック工	26,640
13	溶接工	29,160	31	山林砂防工	26,100	49	設備機械工	22,860
14	運転手（特殊）	24,930	32	軌道工	46,890	50	交通誘導警備員A	16,110
15	運転手（一般）	20,160	33	型わく工	24,750	51	交通誘導警備員B	13,950
16	潜かん工	28,890	34	大工	24,840	52	未熟練工等	11,760
17	潜かん世話役	35,910	35	左官	26,550			
18	さく岩工	30,600	36	配管工	23,130			

対象となる契約：予定価格2,000万円以上の工事契約

### 新宿区公契約条例とは

労働者等の適正な労働環境を確保することにより、公契約の適正な履行と良好な品質を確保し、区民サービスの向上と地域経済の活性化を目的とする条例です。



新宿区公契約条例について詳しくはホームページへ！

新宿区役所総務部契約管財課

TEL：03-5273-4075

FAX：03-5287-5597

新宿区 公契約条例

